

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年12月10日
【会社名】	ナトコ株式会社
【英訳名】	NATOCO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 粕谷 健次
【本店の所在の場所】	愛知県みよし市打越町生賀山18番地
【電話番号】	(0561)32-2285(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長・生産企画部長 山本 豊
【最寄りの連絡場所】	愛知県みよし市打越町生賀山18番地
【電話番号】	(0561)32-2285(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長・生産企画部長 山本 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は平成25年9月27日開催の取締役会において、平成25年11月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である巴興業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

このたび、平成25年12月10日開催の取締役会において、株式交換契約書の記載内容の一部変更を決議しました。また、当該臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告を提出するもであります。

2【訂正事項】

2 [報告内容]

- (3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
その他の株式交換契約の内容

3【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

2【報告内容】

- (3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
その他の株式交換契約の内容

(訂正前)

株式交換契約書

(中略)

(資本金および準備金の額)

第3条 本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 0円
(2) 資本準備金 金 671,252,400円

(訂正後)

株式交換契約書に関する覚書

ナトコ株式会社(以下「甲」という)と巴興業株式会社(以下「乙」という)は、甲乙間で締結した平成25年9月27日付「株式交換契約書」(以下「原契約」という)について、以下の通り覚書(以下「本覚書」という)を締結する。

1. 甲及び乙は、原契約第3条を以下の通り変更することにつき、意義なく合意する。

(変更前)

第3条 本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 0円
(2) 資本準備金 金 671,252,400円

(変更後)

第3条 本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金 0円
(2) 資本準備金 金 1,027,778,400円

2. 本覚書に定めのない事項については、原契約の定めに従うものとする。

本覚書の成立を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成25年12月10日

甲 愛知県みよし市打越町生賀山18番地
ナトコ株式会社
代表取締役社長 粕谷 健次

乙 愛知県みよし市打越町池下29番地の2
巴興業株式会社
代表取締役社長 田中 和夫

(訂正前)

株式交換契約書

(中略)

(本契約の効力)

第8条 本契約は、第5条第2項に定める乙の株主総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ定める。

(訂正後)

株式交換契約書

(中略)

(本契約の効力)

第8条 本契約は、第5条第2項に定める乙の株主総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第9条 本契約に定める事項のほか本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ定める。